

## 第3章

# 人を育むまちをつくる

- 第1節 学校教育の充実
- 第2節 生涯学習の充実
- 第3節 スポーツ・レクリエーションの振興
- 第4節 文化の振興
- 第5節 国際交流の推進
- 第6節 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

# 第1節 学校教育の充実

## 現状と課題

本町では、少子化に伴う児童生徒数の減少により、適正規模での教育環境を確保するため、保護者・地域との話し合いを重ねながら学校の統廃合を進めて参りました。その結果、現在は小学校3校、中学校2校、関連施設として学校給食センター1施設となっています。各学校施設は耐震化が図られたところですが、老朽化に伴う計画的な改修や改築を行うため、学校施設長寿命化計画を策定したところです。

また、町内の認定こども園・小中学校では、幼児・児童・生徒の発達の段階を十分に共有し、適切で効率的な一貫性のある支援や学びの連続性を考慮した連携を進め、将来に向かって主体的に力強く生きようとする子どもを育むことを目標として、連携教育を推進してきました。

現在、急速に進展するグローバル化や人工知能・AIなどの技術革新、インターネットの普及、高速化に伴う情報通信技術の進歩など、本町の子供たちを取り巻く社会も大きく変化しています。学力の着実な定着、不登校への対応や支援を要する児童へのきめ細やかな支援などが課題となっています。

これからの本町の子どもたちには、一人一人が自分の良さや可能性を認識すると共にあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

学校施設においては、計画的な改築や大規模改修等に努めるとともに、少子高齢化や国際化、高度情報化の進展等、時代に対応した学習環境を整備する必要があります。

## 基本方針

郷土に誇りをもち、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことを目指して、学校や地域の実情を考慮し創意工夫した特色ある教育活動を推進します。

## 施策

### ○「生きる力」を育むための確かな学力の向上

- ◆「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進に努めます。
- ◆外国の言語や文化に親しむ活動を充実させ、コミュニケーション力の育成に努めます。
- ◆コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を通して、情報活用能力の育成に努めます。
- ◆特別支援教育の充実を目指し、一人一人のニーズに応じた支援に努めます。

### ○心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進

- ◆「特別の教科道徳」を要とし、よりよく生きるための基礎となる道徳性を養う道徳教育の充実を努めます。
- ◆学業指導の充実、一人一人の理解に基づく指導を通して、児童生徒の自己実現を図ります。
- ◆心身の健康の保持増進や体力向上を図り、生涯にわたって運動に親しむことができるよう指導の充実を努めます。

- ◆食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができるよう食育の充実に努めます。

### ○学びを支える教育環境づくりの推進

- ◆学校と地域住民等が協働して学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」づくりに努めます。
- ◆学校施設・設備の整備、安全教育を計画的に進め、安全・安心な学校づくりに努めます。
- ◆認定こども園、小学校、中学校の連携を図り、学びの連続性を考慮したハッピースローププランの実現に努めます。
- ◆校内ネットワーク環境の充実、遠隔・オンライン教育への対応に努めます。



対話的学び



P T A活動

## 第2節 生涯学習の充実

### 現状と課題

本町の生涯学習事業については、公民館などを中心に各種講座や教室を開催し、学習活動の支援に努めるとともに、これらの施設を拠点として様々な団体・グループ・個人等が多様な学習活動を展開してきました。

少子高齢化の進行と情報通信技術（ICT）の進展が加速していく中で、社会人の学び直し（リカレント教育）の推進がより一層求められていることから生涯学習の重要性は一層高まっています。また、家庭は全ての教育の原点となる最も大切な場ですが、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、子育てについての悩みや不安に配慮した施策が求められています。

こうしたことから、多様な生涯学習のニーズに対応できる生涯学習推進体制を確立してくとともに、町民のだれもが、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習施策の充実と環境整備を図っていく必要があります。

### 基本方針

町民の学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充や学習環境の充実を図るとともに、学習の成果を地域に活かす生涯学習社会を推進します。

### 施策

#### ○生涯学習の推進

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、町民の多様なニーズに対応し、生涯学習の一体的な推進を図ります。
- ◆計画の効果的な運用を図るため、生涯学習推進体制の整備充実を進めます。
- ◆計画に基づき「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができるよう学習機会の充実に努めます。



ネイチャークラブ

#### ○生涯学習推進における住民参画の促進

- ◆町民の多様化・高度化する学習ニーズに、町民自らが主役となって取り組む生涯学習社会を実現するため、町民・企業・行政が一体となった生涯学習推進組織の整備を図ります。
- ◆生涯学習を推進する中心的人材を育成・確保し、町民の参画を促進します。
- ◆住民参画型講座や自主学习グループなど町民が自ら企画・運営ができる講座・教室を支援します。
- ◆学校と地域との連携を進めるため、コミュニティ・スクールを開設し、「地域とともにある学校」を推進します。

#### ○生涯学習推進のための人材育成

- ◆将来のまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する生涯学習事業を推進します。

- ◆子ども会、育成会、ジュニアボランティアズクラブなど、生涯学習団体の育成と活動の支援を行います。
- ◆より広がりのある生涯学習活動を推進するため、生涯学習ボランティア活動を奨励し、指導者として地域で活動できるよう、ボランティア活動の推進に努めます。

### ○町民の生涯学習に対する学習意欲の向上

- ◆学習ニーズの的確な把握に努めるとともに、それらに対応した講座・教室の開催など内容の充実を図ります。
- ◆文化祭など学習成果を発表する機会や場を提供することで、学習意欲の向上を図ります。
- ◆福祉・環境・文化教養・まちづくりなど幅広い分野を学習し、時代の変化に対応できる知識の習得と自主的活動の促進を目的とした町民大学を開設します。
- ◆家庭教育の重要性を理解し、家庭での実践ができるよう、幼児教育学級、家庭教育学級を開設し、望ましい子育て環境づくりを支援します。
- ◆親子で参加できる自然体験、生活体験、伝承・文化体験活動などの講座を実施し、家庭教育の支援に努めます。

### ○情報化時代に対応した生涯学習の推進

- ◆いつでも、どこでも、必要とする情報を入手できるよう情報提供体制を整備するとともに、学ぶ人の状況に応じた学習相談の推進を図り充実に努めます。
- ◆ケーブルテレビやホームページを活用し、生涯学習に関する教育情報を提供します。

### ○生涯学習施設の整備と適正管理

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習活動の拠点として、計画的な生涯学習施設の整備及び維持管理に努めます。

### ○子どもの読書活動の推進

- ◆家庭・学校・地域及び図書館などで、おはなし会・ブックスタートをはじめとする各種の活動を実施し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。
- ◆読書ボランティアの育成・確保を図るとともに、関係諸機関と連携することで広がりのあるボランティア活動を支援します。
- ◆「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした様々な機会に、子どもの読書活動に関する情報を提供し啓発活動を推進します。
- ◆「うちどく（家読）」活動の推進及び子どものテレビ、ゲーム、タブレット端末などのメディア接触についての啓発に努めます。

### ○図書館の施設充実

- ◆蔵書の充実を図るとともに、データベース等の活用を進め、町民の課題解決や利用しやすい情報の提供に努めます。

## 指 標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
生涯学習プログラムへの参加者数／年 (社会教育推進事業及び公民館講座の参加者数の合計)	3,193 人	3,300 人	3,000 人
図書館利用者数／年 (馬頭図書館・小川図書館の来館者及び行事参加者の合計)	30,517 人	34,500 人	34,500 人

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものです。

## 第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

### 現状と課題

生活様式の多様化や余暇時間の拡大にともない、子どもから高齢者まで幅広い年代の人々が、楽しみ、健康の保持・増進など、さまざまな目的のため、多種多様なスポーツに取り組むようになってきました。

本町では、生涯スポーツ振興の一環として、子供から高齢者までが、気軽に取り組めるスポーツ・レクリエーションの紹介や普及を推進してきましたが、さらに、町民が参加しやすい機会の充実や環境の整備が必要となっています。

総合体育館等の体育施設については、施設や設備の老朽化に対し計画的に修繕を行い、町民のニーズに対応できる環境づくりの充実を図る必要があります。また、体育施設を拠点として、学校・地域・職場での活動、団体やサークルでの活動の活性化を図るとともに、町民によるスポーツ指導者やスポーツボランティアの育成を推進しなければなりません。

体育協会やスポーツ少年団などについては、自主的な活動が活発に行われていますが、人口減少・少子高齢化により各種大会などの事業の見直しが必要となっています。

今後の地域のスポーツ振興を図るうえでは、町民自らが組織・運営している総合型地域スポーツクラブの運営支援が重要となっています。

### 基本方針

町民が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

### 施策

#### ○各種スポーツ等の振興

- ◆町・体育協会の主催により、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室・大会等の各種イベントを開催します。
- ◆地域やスポーツ団体が行うスポーツイベントに対し、用具・施設等の貸し出しや企画等に関するアドバイスを行います。

#### ○地域におけるスポーツの振興

- ◆各種スポーツ団体や地域団体との連携により、手軽にスポーツに参加できる機会を充実させ、スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。

#### ○総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- ◆総合型地域スポーツクラブの活動内容の周知を進め、生涯スポーツの活動拠点としての支援を図ります。
- ◆総合型地域スポーツクラブの運営に対して関係機関と連携を図りながら、指導者、自主財源の確保などマネジメントに関する支援の充実を図ります。

#### ○指導者の養成と資質の向上

- ◆多様なスポーツニーズに応えるため、関係団体と連携し質の高い指導者の養成、活用を図ります。
- ◆県スポーツ協会が開催する研修会や講習会に積極的に参加し、指導者としての資質の向上を図ります。

### ○健康・体力づくりの推進

- ◆町民が気軽にできるスポーツ・レクリエーションの紹介や普及を行い、スポーツ・レクリエーションを通じた健康・体力づくりと「町民一人1スポーツ」を推進します。

### ○スポーツ・レクリエーションによる交流の推進

- ◆スポーツを通じて他の地域の人々との交流を推進し、心のふれあうコミュニティづくりのための交流の場を提供します。

### ○社会体育施設の整備及び維持管理

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、体育施設の計画的な整備を図るとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ◆子どもたちの健やかな成長や生活習慣病の予防・改善が期待でき、誰でも無理なく身体への負担が少ない水中運動を可能とするため、町民プールを整備し町民の健康増進を図ります。
- ◆地域の各種スポーツ団体の活性化を図るため、各地域にある学校の校庭や体育館などの施設の民間開放について啓蒙を推進します。

## 指 標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
スポーツ大会参加者／年	3,378人	4,000人	4,000人
体育施設利用者数／年	87,026人	100,000人	100,000人

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものの。



歩け歩け大会

## 第4節 文化の振興

### 現状と課題

物の豊かさから心の豊かさへという価値観の変化に伴い、町民の芸術・文化活動への関心が高まっています。文化活動の盛んな町を形成するためには、多くの町民が自発的に文化活動を行える場が必要です。町民文化の振興策として、町文化協会との連携により、文化祭などを通して、各種文化活動発表の場や、優れた音楽・演劇・絵画等の芸術文化に直接ふれる機会などを提供し、文化活動の活発化を図ってきました。また、人材・団体の育成として文化協会やその他の文化活動団体などの育成・活動支援を行っています。

本町には、那須小川古墳群・唐御所横穴・那須官衙遺跡・那須神田城跡の4件の国指定史跡、8件の国登録文化財、12件の県指定文化財があります。これらの史跡や資料を保護し、文化財の調査研究啓蒙普及を図るため、なす風土記の丘資料館は町内のみならず、町外の小中学生の受入れなど、広く県北部地域の文化財保護センターとしての機能を果たしています。また、馬頭郷土資料館は、近世水戸藩領であった当地域の文献資料や小砂焼、産金などについての資料の保護活用を図っています。

歌川広重の肉筆浮世絵・版画等を中心とする「青木コレクション」の寄贈を契機に整備した馬頭広重美術館は、美術品の研究・保存、芸術鑑賞など新たな芸術文化活動の拠点となっています。

これらの文化施設の充実のみならず、文化財の理解を広め保護活用するため、自発的団体である文化財愛護会、郷土芸能団体等の後継者、なす風土記の丘歴史解説員「なす香」、美術館ボランティアなども育成されています。

近年、これらの優れた文化財は、地域の枠組みを超えて広く県内外からも注目を浴び、魅力ある観光資源として定着しつつあります。

今後、地域に伝えられた貴重な文化資料や民俗芸能を町民共有の財産として誇りを持ち、後世に伝承するとともに、町全体としての保護整備を図らなければなりません。そして、それらを利活用するための歴史知識の普及啓発活動、歴史資源を包括した新たな町史等の作成、さらに、観光協会や旅行業者等と連携して、広く県内外へ情報発信することが急務となっています。

### 基本方針

今まで守ってきた豊かな自然と文化、文化財をこれからも後世に伝えるため人材を育成し、調査保護・普及啓発を行い、これらの資源を有効に活用します。

### 施策

#### ○文化の振興

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、文化の薫るまちづくりを目指します。
- ◆豊富な史跡、歴史資料の有効な利活用を図ります。
- ◆文化協会やその他の文化活動団体など、文化関連団体を支援します。

#### ○歴史文化施設のネットワーク化

- ◆なす風土記の丘資料館、馬頭広重美術館、馬頭郷土資料館、小川郷土館の整備充実を図り、各館の役割や専門性を明確にして、より効率的で魅力的な施設の運営、連携事業を実施します。



## ○生涯学習・学校教育・保健福祉事業との連携

- ◆地域の歴史文化施設や史跡、歴史資料を活用し、生涯学習・学校教育・保健福祉事業等と連携を図り、効果的な事業推進と人材育成・啓発活動を実施します。

## ○歴史文化資源の保存と有効活用

- ◆文化財の調査として、国庫補助事業を活用し、国指定史跡の範囲確認調査を実施します。
- ◆歴史文化的資源の普及啓発活動を推進します。
- ◆国指定史跡那須小川古墳群や唐御所横穴の保護整備事業計画を策定し、保存活用を図ります。
- ◆遺跡地図を作成するとともに、指定等文化財台帳を整備するなど歴史的文化的資料の保存を行います。

## ○豊富な歴史文化資源の保護啓発のための人材育成と団体支援

- ◆各種郷土伝統芸能の保存・伝承を支援します。
- ◆歴史文化的資源の保護啓発活用団体を支援します。

## ○芸術文化普及活動の推進

- ◆創意工夫と魅力ある展覧会・行事を開催するとともに、情報発信、広報活動、地域連携、ボランティア養成等をさらに推し進め、集客増と地域に開かれた親しみのある美術館運営を実施していきます。
- ◆美術館建築を町のレガシーとして保全していくため、年次計画により建物の改修、施設設備の維持管理を適切に実施していきます。

## 指 標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
文化財施設等入館者数／年 (なす風土記の丘資料館と郷土資料館の入館者数の合計)	13,879人	17,000人	17,000人
馬頭広重美術館入館者数／年	21,340人	32,000人	32,000人

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものの。



馬頭広重美術館



なす風土記の丘資料館

# 第5節 国際交流の推進

## 現状と課題

今日の社会は、経済、文化、食糧、環境などの諸問題を地球規模で解決を図ることが求められており、国際理解教育活動、国際交流活動を通して、町民の国際的な感覚を育成し、世界に開かれたまちづくりを推進しなければなりません。

本町では、国際理解教育や語学教育など、児童生徒をはじめ、町民が参加できる活動を積極的に推進しています。その一つが県内に在住する外国人を中心に地域の民間団体の協力を得て実施するホームステイなどの国際交流事業です。また、姉妹都市であるアメリカ合衆国ニューヨーク州ホースヘッズ村へ中学生を派遣し、国際理解教育活動の推進を積極的に図っています。さらに、ホースヘッズ村親善訪問団を受け入れ、国際親善交流と国際理解を深めるために、児童生徒をはじめ、町民との交流を行っています。

このように、広く国際交流活動を推進していますが、町民一人ひとりが国際理解教育活動や国際交流事業へ、なお一層参加できるよう、関係団体との連携による総合的な推進が求められています。

また、町内に在住する外国人や本町を訪れる外国人も増加しており、外国人にとって暮らしやすい、訪れやすい町にするための環境整備が必要となります。

## 基本方針

国際理解教育活動や国際交流活動の推進に努め、豊かな国際感覚と感性を身に付け、グローバル化に対応できる人材の育成と国際交流を生かしたまちづくりを推進します。

## 施策

### ○国際交流事業の効果的な推進

- ◆「那珂川町生涯学習推進計画」に基づき、効果的な国際交流事業を推進します。
- ◆国際交流を推進するため、ホームステイ事業の理解と啓蒙に努めます。
- ◆広報なかかわ、ケーブルテレビなどを活用し、町民への国際理解に努めます。

### ○国際交流を推進する運営組織の充実

- ◆国際交流を推進する民間組織の育成支援に努めます。
- ◆国際交流団体と連携・協力し、外国人との交流事業を積極的に推進します。

### ○国際的な視野を持った人材の育成

- ◆国際交流活動の中核を担う人材の育成に努めます。
- ◆海外青少年体験学習を実施し、異国の文化や歴史、生活習慣に触れることで国際感覚を身に付け、国際交流協力員に任命し、国際性豊かな人材の育成を図ります。



青少年海外体験学習派遣事業

- ◆ホースヘッズ村との交流を深め、体験学習の充実と文化の相互交流を図ります。
- ◆幼児、児童生徒の国際理解、語学学習など教育活動の充実を図ります。
- ◆各種学級講座などへ国際理解につながるプログラムを導入します。

#### ○国際化に対応した地域づくりの推進

- ◆町内在住の外国人に対し、生活・医療・防災情報などの行政サービスの外国語による情報提供の充実に努めます。
- ◆町内施設や観光案内を始め、パンフレットやホームページなどの外国語表記を進め、国際化に対応したまちづくりを推進します。



ホースヘッズ村交流事業

## 指 標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
ホームステイウィークエンド事業 参加者数/年 (田植え・稲刈りの合計)	250人	300人	300人
ホームステイ受入家庭数/年 (ホームステイウィークエンド、ホースヘッズ村交流事業のホームステイ受入家庭の合計)	16世帯	28世帯	28世帯

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものです。

## 第6節 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

### 現状と課題

#### ■人権擁護

人権は、すべての人に保障されている基本的な権利であり、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこととされています。人権擁護の理念を広く周知していくためには、すべての町民があらゆる人権問題を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を身に付けることが重要です。

本町においても、すべての町民がお互いの人権を尊重し、明るい社会を構築するため、人権教育や啓発活動を通じて人権擁護の意識高揚を図っていく必要があります。

#### ■男女共同参画

ライフスタイルの変化や雇用機会の拡大から、社会活動等における男女の役割が変化しつつあります。地域の担い手が減少している中で地域活動を持続していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが重要です。

男女共同参画社会の実現に向けては、町民が共通認識が持てるよう教育・啓発活動を推進し、男女共同参画社会への理解を深めることが重要です。また、社会活動や地域活動において女性が活躍できる機会を確保し、女性の社会参画を促進していく必要があります。

#### ■青少年健全育成

人口減少により地域の担い手が不足していく中で、次代を担う青少年が健全に成長することは町民すべての願いです。しかし、急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。

青少年の健全育成については、広範な対策が必要なため、今後も家庭・学校・地域・関係団体が連携し、地域の構成員としての自覚と責任をもった青少年の育成活動や環境浄化、非行防止活動を推進していかなければなりません。

また、地域社会の中で様々な交流や活動体験をすることで自立心や社会性を育成できるように自主的な社会参加活動の促進、指導者の確保・養成が必要です。

### 基本方針

すべての町民が、男女の区別なくそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う明るい社会の実現を目指します。

家庭・学校・地域・関係団体が連携して青少年の健全育成に努めます。

### 施策

#### ○人権擁護活動の推進

◆社会全体のあらゆる人権問題を正しく理解すると共に、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会を築いていくため、各種講演会、研修会の開催や啓発資料の配布、図書館における人権啓発図書の実施など様々な方法で人権意識の高揚に努めます。

◆学校教育や家庭教育、地域社会での教育などあらゆる場を通じて、人権教育の推

進に努めます。

- ◆人権侵害や人権に関する相談に対しては、人権擁護委員や関係機関などと連携を図りながら、適切な対応に努めます。

### ○男女共同参画社会の実現

- ◆「男女共同参画計画」に基づく施策を総合的に展開し、女性が社会の様々な分野に主体的に参画し活動できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ◆固定的な性別役割分担意識を解消し、男女がともに対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、様々な社会慣行等が見直されるよう、家庭・学校・社会・職場等における教育・啓発活動を推進し、男女共同参画意識の高揚を図ります。

### ○女性の社会参画の促進

- ◆関係機関と連携し、男女の雇用機会や待遇の均等確保、出産や育児など女性のライフステージに応じた柔軟な就業環境や円滑な再就職の促進に努めます。また、男女の就業と家庭生活の両立を促進するため、子育て支援・介護支援を中心とした環境整備を推進します。
- ◆女性グループによる自主的な学習・社会活動を支援するとともに、女性リーダーの育成を推進します。
- ◆まちづくりに女性の意見が適正に反映されるよう、審議会・行政委員会等の施策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、地域活動や生涯学習等に女性が積極的に参加できるよう支援に努めます。

### ○次代を担う青少年の健全育成

- ◆地域における青少年の健全育成活動を促進するため、青少年育成協会、子ども会育成会などの関係団体の支援・育成を図ります。
- ◆青少年関係団体による地域貢献活動を支援します。
- ◆「あいさつ運動」「ながら見守り活動」を推進し、地域社会で声をかけあう、青少年を守る習慣をつくり、青少年健全育成に対する町民意識の高揚を図るとともに、安全で明るい地域づくりを推進します。
- ◆「青少年健全育成町民大会」、「子ども会わくわく体験キャンプ」などを通して、交流・連帯意識の高揚を図ります。
- ◆ジュニアボランティアズクラブの育成と地域貢献活動の促進を図ります。



青少年健全育成町民大会

○社会参加と自主的活動の推進

- ◆家庭、学校、地域社会が連携し、社会参加の重要性について地域の理解を高めます。
- ◆地域づくり活動、各種交流活動、環境美化活動などのボランティア活動への参加を促進します。
- ◆青少年団体の活動や青少年の自主的活動を支援するため、青少年活動のリーダーの確保・養成に努めます。

○非行防止活動の強化

- ◆学校、職場、地域社会、関係機関・団体と連携・協力し非行防止活動を強化します。
- ◆広報紙・リーフレット・ケーブルテレビ等を活用した広報啓発活動を推進します。
- ◆青少年の心身に有害となる薬物使用、飲酒、喫煙などが青少年に及ばないように関係機関との連携強化を図ります。
- ◆青少年の有害図書等への接触を防止するために、関係機関との連携を強化し、環境の改善に努めます。
- ◆情報端末等を使用したいじめや犯罪に巻き込まれないようにするために、関係機関と連携して保護者や青少年への啓発活動に努めます。

指 標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
小中学校での人権講話の開催校割合	80%	100%	100%
審議会・委員会等への女性登用割合	25%	35%	35%

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものの。